

令和 6 年度導入
情報端末機器貸借業務
仕様書

令和 6 年 12 月

吹田市立教育センター

1. 本調達について

(1) 件名

令和 6 年度導入情報端末機器賃貸借業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 31 日まで

(3) 賃貸借支払開始及び賃貸借期間

令和 7 年 3 月分から 34 カ月とする。

機器納入日から賃貸借開始までの期間は、機器設定調整期間とする。

(4) 契約について

契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約(34 か月)とする。なお、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる歳出予算の減額又は削減があった場合には、契約を変更し、又は解除することがある。

(5) 支払い

賃貸借料は、毎月締めの後払いとし、当該月分の賃貸借料を次月に請求するものとする。吹田市は適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に所定の金額を支払う。

(6) 契約期間終了後の措置について

契約期間終了後は導入した各種機器を本市に無償譲渡すること。

(7) 納入方法

機器の納品は、教育センター（吹田市）へ行うこと。

2. 本調達の要件

(1) 基本要件

ア 本調達の範囲は機器（機器及びソフトウェア）の調達及び納品までとする。

イ 機器仕様を遵守し、履行する上で必要になるすべての諸経費は受注業者の負担とする。

ウ 機器納入作業の工程及び日程表を事前に提出し、教育委員会と調整をはかること。

エ 機器納入作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により現状復旧を行うこと。

オ 教育委員会が指定する者の立ち会いの上で引き渡しをすること。

カ 受注業者は、納入した機器、ソフトウェアに問題がある場合、責任をもって解決できる体制があること。

- キ 仕様書内の規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。
また、機器の型番等の指定がある場合は、指定された機器を導入することとする。
- ク 各機器には、今回の導入品であることが識別できるようなラベルを貼ること。ラベルには、機器名、リース会社名、契約期間を記載すること。
- ケ 本業務に記載する保守に関する要件に従事する部門（保守業務を第三者委託する場合には、保守を行う事業者）が、ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- コ 本業務に必要なとする報告書類は次のとおりとする。
- ・ ISO27001 認証又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し（契約時）
 - ・ 納品機器一覧表

(2) 調達物品の要件

iPad 一式（合計：120 式）

端末	iPad 第 10 世代
インストール OS	iOS
ディスプレイ	10.9 インチ
記憶装置	64GB 以上
通信（無線 LAN）	IEEE802.11a/b/g/n/ac 準拠
キーボード	Logicool 製 Rugged Combo4（同等品不可）
タッチペン	・ iPad 用アクティブタッチペン ・ 充電式(USB-C)であること。 ・ Bluetooth 接続が不要であること。 ・ パームリジェクション機能がついていること。 ・ 替え芯付きであること。 ・ 満充電時駆動時間が約 8 時間以上であること。
MDM	Jamf Pro(本業務期間中使用可能なライセンスを確保すること)

- スクールセット品やアカデミックライセンス品がある場合は、それらを利用してもよい。
- 本仕様に係るソフトウェアの使用許諾契約は、教育委員会が一括して行うものとし、そのための登録手続き等は受注業者が代行すること。

この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めることとする。